

[事案 2019-39] 損害賠償請求

・令和2年9月1日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の不適切な発言により、他社保険の既払込保険料相当額の損害を被ったとして、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年6月に代理店を通じて加入した2件の契約（申立契約）について、募集時、募集人から「本契約に他社保険を引き継ぐことができ、引継ぎなので告知は『なし』でよい。」「既往症は、引継ぎなので問題ないので告知は不要、診査も不要、署名だけして下さい。」と指示されたことから、それに従い告知書の質問にすべて「いいえ」と答えたところ、告知義務違反となったので、本契約成立に伴い解約した他社保険の既払込保険料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人が主張するような発言をしておらず、不適切な募集はなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申立人に対して、告知は不要であり全て「なし」でよいと指示したことは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

(1) 契約手続後の面談時、募集人による「死亡診断書は書き方ひとつで何とでもなる。」「死亡診断書は先生が実際の事を書かなければ大丈夫。」等の発言を看過することはできず、同発言は、募集人の関与による死亡診断書の捏造を想起させるものであり、仮に口からの出まかせであったとしても、してはならない発言であり、このことが本件を増幅させたとも評価される。